

【基本方針】

社会福祉協議会には、地域福祉推進の中核的役割を果たすのみならず、サービスの創意工夫と、ほかの事業主体で対応が困難な福祉ニーズに対しても果敢に挑戦することが求められています。

第4期佐呂間町地域福祉実践計画（2016～2020）は「未来につながる サロマのしあわせ」を基本理念として策定後、本年度が中間点の3年目となります。

現在、実践計画推進委員9名が計画の推進状況を把握して、事業内容の検証から今後の方策についての検討を行っており、地域住民の福祉向上をより良く推進していくため、新たな福祉サービス等についての検討も行っているところであります。

少子・高齢化の進展や社会情勢の変化に伴い、生活困窮者や社会的孤立に対する支援など、福祉ニーズはこれまで以上に多様化・複雑化してきました。

今後も町民の皆様が、住み慣れた地域で暮らすための相談機能・サービスや、制度にはない福祉（活動・住民参加）の活発化を図るため、今まで以上に行政や関係団体と連携し、地域住民の参画もいただきながら、積極的に取り組んでまいります。

社会福祉協議会の運営面では、透明性の向上を図るために適正かつ公正な支出管理に資するため、定款及び計算書類並びに現況報告書について、インターネット利用による公表を行っております。

昨年度は、町の管理委託施設である老人福祉センターが大規模改修されたことで、以前より利用しやすい福祉施設として新装されました。

社協は、地域福祉を推進するため、持続可能な経営に努力を重ねておりますが、福祉事業が人的資源に支えられている現状、社協会費等の財源確保は大きな課題ですので、今後とも住民の協力を得られるよう努め、社協会費・各種募金等を引き続き奨励してまいります。

佐呂間社協は、地域の住民組織と福祉事業関係者等による構成団体として、住民主体の理念を持ち、誰もが地域で安心して暮らすことのできる福祉の実現を目指し、住民の福祉活動の組織化に努めながら、常に社会福祉を目的とした事業・活動を進めて参ります。

これからも、地域の福祉力を高めながら、誰もが福祉活動に参加できる社会の構築に努めて参ります。